

○文部科学省告示第百五十五号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和六年十一月五日

文部科学大臣 阿部 俊子

備考 指定美術品等の関係書類を文化庁企画調整課に備え置いて縦覧に供するとともに、文化庁ホームページに掲載する。	雨宿り図屏風	舞楽図・唐獅子図屏風	地蔵菩薩図	指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称
	同右	同右		指定をした日 令和六年九月十七日
	同右	同右		指定の有効期間 令和六年九月十八日から令和六年十二月十日
	同右	同右	株式会社NHKプロモーション 代表取締役社長 有吉 伸人 東京都渋谷区神山町五丁目五番五号 NRビル 日本放送協会 展開センター 長 田中 良憲 東京都渋谷区神南二丁目二番一 サントリー美術館 館長 鳥井 信吾 東京都港区赤坂九丁目七番四号 東京ミッドタワー ンガーデンサイド 株式会社朝日新聞社 代表取締役社長 角田 克 東京都中央区築地五丁目三番二	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
	同右	同右		指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間 サントリー美術館 東京都港区赤坂九丁目七番四号 東京ミッドタワーガーデンサイド 令和六年九月十八日から令和六年十一月十日